

青森県農林水産部農村整備課発注設計業務等における ウィークリースタンス実施要領

青森県農林水産部農村整備課発注設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領は、「県土整備部発注設計業務等におけるウィークリースタンス等の実施について」（以下「県土整備部実施要領」という。）を下記のとおり準用する。

記

- 1 県土整備部実施要領に「県土整備部」とあるのは「農林水産部農村整備課」と読み替えるものとする。
- 2 適用年月日等
令和8年4月1日以降公告又は指名通知する工事に適用